

社会福祉法人 光志福祉会 行動計画（次世代育成支援対策推進法）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年1月1日 ～ 2025年12月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：男性職員の育児休業等を取得した者の割合を10%以上かつ女性職員の育児休業等を取得した者の割合を75%以上とする。

【取組内容】

- 2024年1月から 対象職員を把握したときは、管理職員が育児休業の取得を促す。
- 2024年3月までに 当法人において利用可能な両立支援の制度を分かりやすく紹介したチラシを作成する。対象職員を把握した際は、チラシを配布して育児休業取得を促す。

目標2：全職員の年平均年次有給休暇取得日数を10日以上とする。

【取組内容】

- 2024年1月から 管理職員が率先して年次有給休暇を取得し、休暇取得の少ない職員に働きかける。
- 2024年3月までに 当法人において利用可能な両立支援の制度を分かりやすく紹介したチラシを作成する。
- 2024年4月から 前年度の年次有給休暇取得日数を職員に周知し、取得日数の少ない施設は、管理職員からチラシを用いて取得日数増加を働き掛ける。